



2024年2月14日

会社名 **株式会社アールシーコア**
(コード番号：7837) (<https://www.rccore.co.jp/>)
代表者名 代表取締役社長 二木 浩三
問合せ先 経営管理部責任者 鎌田 大樹
(TEL. 03-5990-4070)

株式給付信託 (J-ESOP) の一部改定及び追加拠出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の社員に対するインセンティブプランとして2017年5月より導入している「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「現行 J-ESOP 制度」といいます。)について、当社の株価や業績と社員の処遇との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気をより一層高めるため、社員に給付する株式に一定の期間の譲渡制限を付す「株式給付信託 (J-ESOP-RS)」(以下、「J-ESOP-RS 制度」といいます。)へ改定すること及び J-ESOP-RS 制度への改定に伴い、将来の給付に必要と見込まれる株式を下記2.に記載する本信託が取得するための資金として、本信託に金銭を追加拠出することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 現行 J-ESOP 制度の改定の背景及び目的

当社は、経営理念を「我々は信用を第一とし、情報の具現化によって、相互の利益を追求する。」と定め、自らの意思で情報を具体的なビジネスへと形にし、今までにないマーケットを創出することを目指しています。

当社は、社員が高い次元で挑戦し、その成果に報いる観点から様々なインセンティブプランを検討のうえ、その一つとして現行 J-ESOP 制度を採用してまいりましたところ、今般、本信託にて将来の給付に必要と見込まれる株式を追加取得すべき時期を迎えました。そのための金銭の追加拠出に際し、株主の皆様とのより一層の価値共有を図り、株価変動を処遇として反映させるとともに、信託スキームと譲渡制限付株式 (Restricted Stock) を給付するスキームで得られるメリットを最大限に活用し、社員のモチベーション向上に寄与するよう、現行 J-ESOP 制度を J-ESOP-RS 制度へ改定することを決議しました。

2. J-ESOP-RS 制度の概要

(下線は現行 J-ESOP 制度からの主な改定箇所を示します。)

J-ESOP-RS 制度は、当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした社員に対し 当社株式

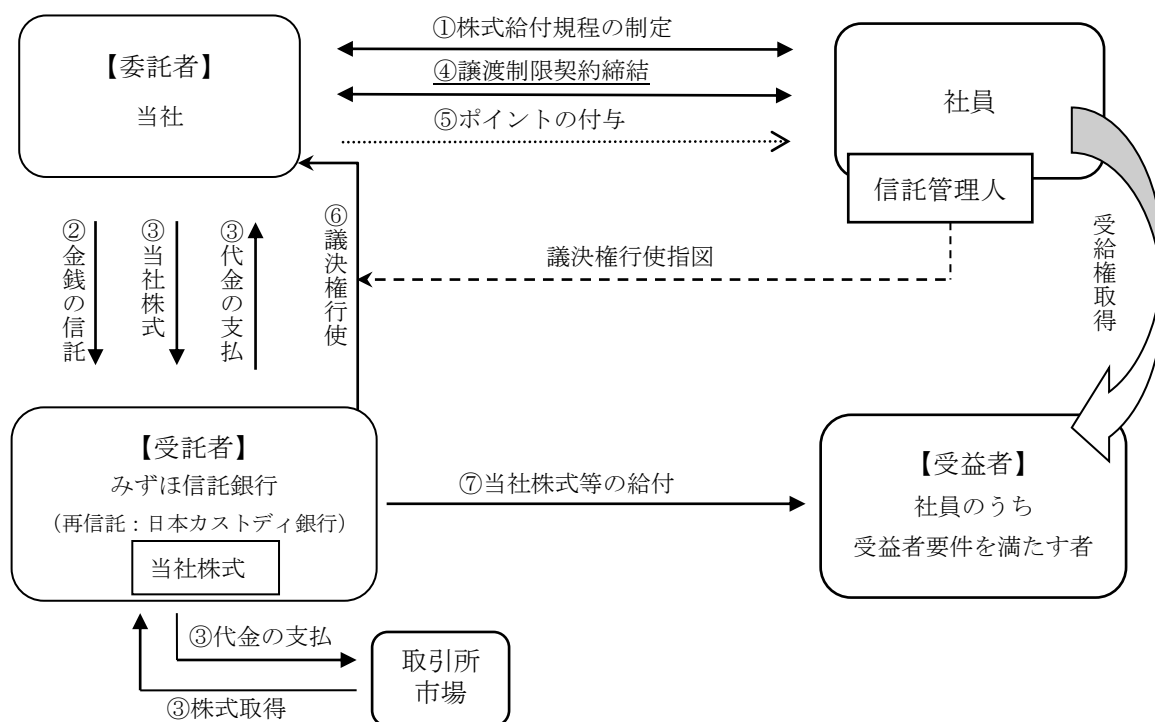
及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、社員に対し、会社業績や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、株式給付規程に定める一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、社員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、社員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、社員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該社員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

社員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭（注）により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

（注）2017年5月12日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、現行 J-ESOP 制度に基づく当社株式の取得及び給付のため、2017年5月24日付でみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づき、信託を設定し、当該信託は、当社が拠出した金銭を原資として当社株式を取得しております。当社は、当該信託を、J-ESOP-RS 制度に基づく当社株式の取得及び給付のためにも併用することを予定しております。（以下、当該信託を「本信託」といいます。）

【J-ESOP-RS 制度の仕組み】



- ① 当社は、J-ESOP-RS 制度の導入に際し株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき社員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 社員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、当該社員の退職までの間、譲

渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。

- ⑤ 当社は、株式給付規程に基づき社員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑦ 本信託は、社員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、社員が株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退職時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

3. 社員に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

社員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、社員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとし（社員は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において社員が既に退職している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

社員は、当社株式の給付を受けた日から当社を退職する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

社員が、当社を正当な理由により一定の勤続年数以上で退職し又は死亡により退職した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社を対象となる社員が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

4. 本信託及び追加信託の概要

- ① 名称 : 株式給付信託（J-ESOP-RS）
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)

- ④ 受益者 : 社員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑥ 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
- ⑦ 本信託契約の締結日 : 2017年5月24日
- ⑧ 金銭を信託した日 : 2017年5月24日
- ⑨ 信託の期間 : 2017年5月24日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定められておらず、J-ESOP-RS 制度が継続する限り信託は継続します)
- ⑩ 追加信託日 : 2024年2月28日
- ⑪ 追加信託金額 : 51,000千円 (注)
- ⑫ 株式の取得期間 : 2024年2月29日から2024年9月30日まで (予定)
- ⑬ 株式の取得方法 : 立会外取引を中心に取引所市場より取得

(注) 本信託は、追加信託金額 (51,000千円) 及び信託財産に属する金銭 (25,500千円) の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

以 上